続・民事調停のすすめ

本誌2018年7月号に掲載した特集「民事調停のすすめ」は，幸いにも好評を博しました。今回はその続編をお送りします。

民事調停は，司法修習でもほとんど扱われておらず，細かい手続や，どのような事案が民事調停にふさわしいかなどについて，よく分からないという方も多いかと思います。

前半の民事調停Q&Aでは，実際に民事調停を申し立てようと思ったときや，手続が進んだときに直面する，「民事調停の管轄は訴訟と異なっているの?」「申立ての趣旨や紛争の要点って何をどこまで書けばよいの?」「調停条項案を作成するときに注意すべき点は?」といった疑問に，東京簡易裁判所民事第6室の書記官の方々が答えてくださっています。

後半の座談会では，書記官の方々に加え，調停官・調停委員の経験者にも参加いただいて，Q&Aでは触れられなかった実務の運用の実際，事実認定の程度，民事調停ならではの紛争解決法などについて語っていただきました。

大変魅力ある特集となっています。是非ご覧ください。

（LIBRA編集会議　西川達也，志賀晃，小峯健介）

CONTENTS

はじめに …… 2頁
民事調停Q&A …… 3頁
座談会 …… 13頁

はじめに

東京簡易裁判所墨田庁舎業務統括裁判官　古田　浩（29期）

LIBRA2018年7月号の民事調停特集は，民事紛争の解決手段として民事調停こそがふさわしい事件が数多くあると考えられるのに，果たして民事調停は弁護士の皆様に十分に理解され利用されているのだろうかという観点から，「民事調停のすすめ」と題する座談会記事を掲載していただきました。そこでは，どのような事件が調停にふさわしいのか，必ず調停を経なければならない事件（調停前置事件）としてはどのようなものがあるのか，そして調停を申し立てるに際しての留意点，手続の流れなど民事調停の基本的事項を中心に，近時の民事調停の機能強化の流れ，取り組みについても触れつつ，座談会を進めていただきました。

今回の特集では，これから民事調停を利用したいと考えているが，利用の仕方がよく分からないという比較的若い弁護士の方に向けて，主に書記官事務の観点から留意しておいていただきたい事項についてのQ&Aと，それを補完する座談会との二部構成で，民事調停を担当する書記官の生の声を通じて説明させていただきました。

座談会には，書記官だけでなく，調停官や調停委員として多くの調停事件に関った弁護士の方々にも議論に加わっていただき，申立書の記載方法，期日の進行，調停条項の作成，民事調停の活用法などについて触れていただいています。

この特集を機に，紛争解決の有効な選択肢として調停をお考えいただき，民事調停を利用してみようという弁護士の方が増えることを願っています。

民事調停 Q&A

1　管轄・申立先等

Q1　民事第6室で取り扱う調停事件の範囲について教えてください。

A　東京簡易裁判所に土地管轄のある全ての民事調停事件を同室で扱っています。民事調停の事物管轄については，農事調停・鉱害調停を除き，簡易裁判所が扱います（民事調停法（以下「民調法」）3条）。

ただし，地方裁判所を管轄裁判所とする合意は有効です（民調法3条）。また，訴訟のような訴訟物の価額による制限はありません。

なお，農事調停・鉱害調停は地方裁判所に管轄があるとされています（民調法26条，同32条）が，農事調停については簡易裁判所を管轄裁判所とする合意も可能です（民調法26条）。

Q2　土地管轄について気を付けることはありますか。

A　調停事件の土地管轄の基準となるのは，原則として，相手方の住所，居所，営業所，事務所の所在地です（民調法3条）が，交通調停では，このほかに損害賠償請求者の住所，居所の所在地も基準となる（民調法33条の2）一方，宅地建物調停と農事調停では，相手方の住所等の所在地は基準とならず，調停の対象となる宅地建物や農地等の所在地のみが基準となります（民調法24条，同26条）。

また，合意管轄も，原則として有効ですが，宅地建物調停と農事調停では，土地管轄に関する合意管轄は認められません（宅地建物調停の管轄につき，Q3参照）。

Q3　宅地建物調停の管轄について詳しく教えてください。

A　宅地建物調停（記録符号「ユ」）とは，「宅地又は建物の賃借その他の利用関係の紛争に関する調停事件」をいい（民調法24条），賃貸借契約終了に伴う建物・土地明渡請求調停，賃料増減額請求調停，民法第二編第三章第一節第二款（民法209条以下）に規定する相隣関係に関する調停事件等がこれに当たります。

したがって，宅地建物の利用に関する契約関係をめぐる紛争は全て含まれる反面，利用に関しない所有権確認請求，共有物分割請求，移転登記手続請求等に関する紛争，契約に基づかない不法占有者に対する妨害排除請求や相隣関係に関する紛争，契約終了後の金銭債務のみに関する明渡し後の敷金返還請求等は，民事一般調停（記録符号「ノ」）で立件することとなります。

管轄は，相手方の住所地ではなく，紛争不動産の所在地を管轄する簡易裁判所となりますから，転貸借に係わる事案等相手方の住所地と紛争不動産の所在地が異なる場合には注意が必要です。なお，土地管轄に関する合意は認められませんので，併せてご注意ください。

また，地代等増減額請求を内容とする事件は，調停前置主義が採られています（民調法24条の2）。

Q4　交通調停の管轄について教えてください。

A　交通調停（記録符号「交」）とは，「自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件」（民調法33条の2）をいいます。自転車対人，自転車対自転車，物損だけの場合は，民事一般調停となります。

管轄は，相手方の住所地等を管轄する簡易裁判所に加えて，損害賠償を請求する者の住居所を管轄とする簡易裁判所にも拡張されますが（民調法33条の2），訴訟とは異なり，不法行為地は管轄の基準となりません。そのため，損害賠償を請求する被害者側が交通調停の申立てをする場合は，申立

人又は相手方の住所等を管轄する簡易裁判所を選択することができますが，損害賠償の支払義務者（加害者側）が賠償債務額の確定や債務不存在確認を求める場合には，管轄は相手方（被害者側）の住居所を管轄する裁判所に限られますので，注意が必要です。

また，合意管轄は，事物管轄及び土地管轄について有効です。

Q5　管轄合意があるときの提出書類について教えてください。

A　申立時に管轄合意書の提出をお願いします（合意管轄が認められる事件種類につき，Q1から4参照）。

なお，管轄合意がこの調停を目指して当事者双方の代理人弁護士間で行われたものである場合には，相手方代理人と調整の上，申立書に管轄合意書とともに相手方代理人の委任状を提出していただけるとスムーズに手続を進めることができます。管轄合意書は双方当事者又は代理人が一枚の紙に連署押印してください（別々の用紙に署名押印されたものは，単なる管轄合意の上申書に過ぎず，管轄合意書とは扱えません）。合意管轄の記載のある契約書でも構いません。

Q6　大阪地方裁判所平成29年9月29日決定（判例時報2369号34頁）では契約書内の「この契約について訴訟の必要が生じたときは」という文言の管轄条項について，民事調停についての管轄合意を否定していますが，東京簡易裁判所の運用はいかがでしょうか。

A　訴訟に関する管轄合意がある場合，調停についてもその裁判所に管轄が認められるかどうかについては，①契約者の意図として，調停についてのみ管轄合意することは稀であろうから，調停についても訴訟と同様の管轄裁判所で解決する意思があるとすべきとの考え方と，②民調法3条1項が，相手方の出頭の便宜に配慮し調停の円滑な進行に資する趣旨で土地管轄を認めていることからすると，明示がない以上，契約時に管轄の合意があったとは認められないという考え方がありえます。

東京簡易裁判所では，個々の事案ごとに，それぞれの事情に応じて判断しており，担当裁判官（民事調停官）の判断によることになります。

Q7　調停を申し立てたのですが，土地管轄を間違えてしまいました。

A　土地管轄違いの調停事件の申立てがあった場合には，裁判所は民調法4条1項本文により，管轄裁判所に事件を移送します。ただし，事件を処理するために特に必要があると認めるときは，職権で，土地管轄の規定にかかわらず，事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し，又は自ら処理することができます（民調法4条1項但書）。自ら処理することを自庁処理といいますが，自庁処理をするかどうかは，担当裁判官（民事調停官）の判断によります。

Q8　相手方が複数いる場合で，それぞれが管轄の基準である住所を異にしているときはどうなりますか。

A　特定調停と一般調停とで扱いを異にしています。

特定調停については，複数事件のうちの相手方1社（者）でも東京簡易裁判所の土地管轄が認められれば，全ての事件を受理し，同時並行で自庁処理の手続を進めています。一般調停については，担当裁判官（民事調停官）の判断によりますが，事案の内容等に応じて，場合によっては，手続を分離して移送する場合もあります。

Q9　1通の申立書で複数の当事者の申立てをすることは可能ですか。

A　民事訴訟法（以下「民訴法」）38条の共同訴訟要件が備わっているような紛争においては，共同調停も許されると解されています。しかしながら調停の本質はあくまでも話合いですから，人数が多いと合意の形成が難しくなることもあり，基本的には，権利関係ごとに申立書を作成し，同時進行を希望

されるのであればその旨の上申書を付けていただきますよう，ご協力いただいています。

Q10　申立先及び窓口受付時間について教えてください。

A　持参される場合には，霞が関庁舎（千代田区霞が関一丁目1番2号）又は墨田庁舎（墨田区錦糸四丁目16番7号）にお越しください。受付時間は，午前9時から正午までと，午後1時から午後4時45分（墨田庁舎は午後5時）までとなります。ただし，申立書の審査に多少お時間をいただきますので，午前中であれば11時ころまでに，午後であれば4時ころまでに持参されるよう，ご協力ください。

なお，郵送による申立ての際は，霞が関庁舎ではなく，墨田庁舎にお願いします。

2　調停事項の価額の算定及び手数料の納付

Q11　調停事項の価額が算定不能の場合，手数料はどうなりますか。

A　調停事項が非財産権上の請求権である場合や，算定不能（算定困難なものも含む）あるいは「相当額」である場合には，調停の価額は160万円とみなし（民事訴訟費用等に関する法律（以下「民訴費用法」）4条7項），手数料は6500円となります。

Q12　賃料増（減）額請求の調停事項の価額の計算はどうするのでしょう。

A　1か月当たりの賃料差額×（増額又は減額の始期から調停申立てまでの期間（月）＋12か月）の計算式となります。ただし調停申立時に申立人が目的不動産の価額の2分の1の額の方が低額であることを疎明したときは，その額（目的不動産の価額の2分の1）が調停事項の価額となります。

なお，賃料増減額事件申立ての際は，調停事項の価額に関し，計算根拠を記載した書面の添付にご協力ください。

Q13　債務弁済協定及び特定調停の調停事項の価額の計算はどうなりますか。

A　債務額の残元本に年3％の法定利率（令和2年4月施行の改正民法による）を乗じて得た額を調停事項の価額とします。ただし，約定利率が上記法定利率を下回る場合には，当該約定利率を乗じて得た額をもって調停事項の価額とすることができます（特定調停（個人）について，Q27参照）。

3　申立書の作成について

Q14　申立ての趣旨について，請求額を明示しないことはできますか。

A　申立ての趣旨は，当事者間の紛争の対象となっている権利関係について，どのような調停を希望するのかという結論部分であり，訴状の「請求の趣旨」と同様です。

ただ，調停は話合いで解決する手段であることから，希望する調停の内容を明確にすることが難しい又は相当でないと考えられる事案では，紛争の要点を明確にした上で，「相当な内容の調停を求める」，「相当額の支払を求める」，「申立人と相手方間の関係の調整を求める」という記載でも差し支えありません。

Q15　紛争の要点について，訴状の「請求の原因」と同じと考えてよいですか。

A　紛争の要点は，訴状の「請求の原因」より幅広い内容を指す一方，訴状における請求原因の要件事実を記載することまでは求められていません。調停の対象となっている権利関係を踏まえつつ，当事者間の紛争の実情と希望する解決策を記載してください。

なお，当事者間で事前交渉をしていたにもかかわらず，予告なく調停申立てを行うと，相手方の感情を刺激し，調停の席についてもらうこと自体が難しくなることもあります。やむを得ず，予告なく調停申立てを行う場合には，これまでの交渉の経緯とともに，予告なく調停申立てを行うに至った事情等を記載するなどの方法もありうるところです。

4　申立書とともに提出する書類等について

Q16　申立書に添付すべき書類について，説明してください。

A　調停申立書とともに次の書類を添付して提出してください。

1　資格証明書（当事者が未成年者である場合には戸籍謄本（抄本），当事者が成年被後見人である場合には登記事項証明書，当事者が法人である場合には代表者事項証明書等）

2　調停を求める事項の価額を算定するための疎明資料

3　手続代理人によるときは手続代理委任状（民調法22条，非訟事件手続法（以下「非訟法」）23条，民事調停規則（以下「民調規」）24条，非訟事件手続規則（以下「非訟規」）16条）（Q17参照）

4　申立書の写し（民調規24条，非訟規3条2項）

なお，申立書の写しは，実務の取扱いでは副本を提出していただいています。この申立書の写しは相手方に送付しますので，それを踏まえた書きぶりを検討してください。

5　紛争の要点に関する証拠書類（書証）の写し（民調規3条）

なお，基本的な書証については早い段階での提出をお願いしているところですが（Q43参照），契約書等のほか，交通事故による損害賠償（人損）請求に関する調停における，交通事故証明書，事故状況説明図や実況見分調書，診断書等についても早期の提出をお願いします。

Q17　手続代理委任状について，気を付けることはありますか。

A　調停事件の委任状の標題は，正確には「手続代理委任状」（民調法22条，非訟法23条，民調規24条，非訟規16条）です。任意の書式で構いませんが，東京弁護士会のウェブサイト（https://www.toben.or.jp/know/iinkai/minjisosyou/ininjo/）に書式がありますので，そちらもご参照ください。当該事件を特定する必要から，当事者名，裁判所名，事件名は必ず記載してください。

また，手続代理委任状に記載すべき特別授権事項については，次のような記載になりますので参考にしてください。調停の成立・不成立については，「本件調停に関する一切の手続行為を行うこと」に含まれると考えられますが，「調停の申立ての取下げ」を行うには委任状への記載が必要ですので，記載されているか確認して提出してください。

【記載例】

1　本件調停に関する一切の手続行為を行うこと

2　次の手続行為を行うこと

⑴　調停の申立ての取下げ

⑵　終局決定に対する抗告若しくは異議又は民事調停法第22条で準用する非訟事件手続法第77条第2項の申立て

⑶　前号の抗告，異議又は申立ての取下げ

⑷　代理人の選任

Q18　申立時に，申立書と紛争の要点に関する書証の写しを提出する必要があるのですか。

A　どのような調停が申し立てられたかを相手方に知らせておくことが調停の円滑な進行に役立つことから，調停期日呼出状とともに申立書写しや書証写しを相手方に送付するのが一般的な取扱いです。そのため，申立人に，相手方の人数分の申立書写しと紛争の要点に関する書証写しを提出していただいています（民調規3条，同24条，非訟規3条2項）。

Q19　予納郵便切手について，教えてください。

A　民事調停（特定調停を除く）では，相手方1名の場合，2600円分（内訳500円2枚，100円10枚，84円5枚，10円14枚，5円2枚，2円10枚，1円10枚）です。1人増えるごとに，1228円分（内訳500円1枚，100円5枚，84円2枚，10円5枚，5円2枚）を追加してください。

特定調停では，相手方1名の場合，430円分（内

訳84円5枚，10円1枚）です。1人増えるごとに，430円分（内訳は同じ）を追加してください。

東京簡易裁判所ウェブサイトのトップページ（https://www.courts.go.jp/tokyo-s/index.html）から，「裁判手続を利用する方へ」ページ（https://www.courts.go.jp/tokyo-s/saiban/index.html）に進んで，更に「民事調停」ページ（https://www.courts.go.jp/tokyo-s/saiban/l3/Vcms3_00000345.html）に進むと，東京簡易裁判所に申立てをする場合に必要な郵便切手の一覧表（https://www.courts.go.jp/tokyo-s/vc-files/tokyo-s/file/yuubinkitte-ichiran20191001.pdf）が掲載されていますので，参照してください。

なお，民事第6室で取り扱う調停事件については，電子納付は取り扱っておりません。

5　進行に関する希望等について

Q20　専門家調停委員を希望したい場合は，どうしたらいいですか。

A　調停委員には，医師，建築士，不動産鑑定士，税理士，公認会計士などの資格を有する専門家調停委員がいます。どのような調停委員を指定するかは裁判所が判断する事項ですが，申立人から具体的な専門家調停委員指定の希望があるときは，その旨の上申書を提出してください。

Q21　進行について，裁判所に特に配慮してもらいたい事情がある場合は，どのようにすればいいですか。

A　関係者に何らかの配慮が必要な場合（健康状態等）や当事者が反対当事者と顔を合わせることに強い抵抗感を持っているような場合には，その旨お申し出ください。事情に応じ，必要な配慮を検討させていただきます。

事前交渉や紛争の経緯などから，調停期日において当事者間にトラブルが生じるおそれがある場合や，危険物の持込み等の可能性があるとの情報を得たときは，速やかに担当書記官に連絡，相談してください。

なお，危険物の持込みのほか，裁判所内での録画，撮影，録音も禁止されていますので，裁判所内での録画等の可能性があるとの情報を得たときも，同様に連絡をお願いします。

Q22　裁判所における秘匿情報の取扱いについて，教えてください。

A　反対当事者や利害関係人に当事者の現住所，就業場所，電話番号，生年月日などの情報が知られた場合に，当該当事者やその親族等の生命又は身体に対して危害が加えられることが予想されるなど，やむを得ない事情があるときは，当事者からの申出により，当該情報について秘匿する措置をとることができますので，そのような事情があるときは，裁判所にご相談ください。

また，申立書及びその写し，同付属書類，書証写しなどを裁判所に提出する際には，秘匿する情報が記載されていないか十分に確認してください。

Q23　相手方の住所は分かっていますが，実際に居住しているかどうか分かりません。調停申立てに当たり，注意すべきことはありますか。

A　相手方への期日の呼出しは，通常，申立書に記載された相手方の住所宛てに呼出状等を普通郵便で送付して行います。「あて所に尋ねあたりません」等の理由で郵便が戻ってこなければ，期日を開きますが，相手方が期日に出頭せず，回答書の提出等もない場合には，期日を続行するか，次回呼出しをどのように行うかなど，事件の進行について調停委員会と相談していただきます。

郵便物が「あて所に尋ねあたりません」等の理由で返還された場合には，住民票の取得，弁護士会照会の申出，現地調査等による住所の調査又は就業場所の調査をお願いします。

Q24　相手方の住居所は不明ですが就業場所が判明しています。調停申立てに当たり，注意すべきことはありますか。

A　この場合にも申立てをすることは可能です。申立書の当事者の表示については，住所欄に「住居所不明　就業場所　東京都●●区・・・・株式会社××内」と記載してください。

この場合，呼出状を相手方の就業場所に送付することとなりますが，就業場所への送付は，相手方以外の者が事件情報に触れる可能性があり，相手方において抵抗感が強く，態度を硬化させる原因となることも考慮に入れてください。

また，住居所が不明の場合は，申立てに際し，相手方の住居所についての調査の内容と結果を上申書等にまとめて提出してください。

なお，このような事件の管轄について，相手方の就業場所は管轄の基準とはなりません。民調法3条2項ないし4項による方法と同法22条，非訟法8条，非訟規6条による方法が考えられますのでご検討ください。

Q25　成年後見人として調停の申立てをするに当たり，注意すべきことはありますか。

A　成年後見人は，調停申立て自体はできますが，調停が成立する段階では，家庭裁判所への報告や後見監督人の同意等が必要になるケースもありますので，申立前に家庭裁判所への確認をお願いします。

また，申立てに当たり，登記事項証明書等の法定代理権を証する書面を添付してください。

6　特定調停事件（個人多重債務者）

Q26　複数の債権者に対して，同時に特定調停を申し立てる予定です。相手方を複数とする1件の申立てをすればいいですか。

A　債権者ごとに各別に申立書を提出してください。申立書には，特定調停手続による調停を行うことを求める旨の記載が必要です（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特調法」）3条1項2項）。

申立手数料については，債権者ごとにQ13に基づく計算をして納めていただきます。

Q27　特定調停（個人）の調停事項の価額の算定について，教えてください。

A　特定調停の調停事項の価額については，基本的には，Q13の考え方で計算しますが，債務者の受ける経済的利益は債権者ごとに10万円の範囲内にとどまることが多いので，算定が困難な場合は申立時には10万円とみなした価額の手数料（500円）を納付して事件を進行し，債権額が判明した時点で不足額を追納していただくことになります。

Q28　特定調停の相手方の資格証明は，全て揃える必要がありますか。

A　裁判所に既に資格証明書が提出されている相手方業者の場合には，特定調停申立てに限って資格証明書の提出が不要の場合がありますので，事前にお問い合わせください。

Q29　相手方が複数いる場合で，それぞれが管轄の基準となる住所地を異にしている場合，どう考えればいいですか。

A　同一の申立人に係る複数の特定調停に係る事件はできる限り併合する（特調法6条）ことが望ましいことや，事件を処理するために適当であるときは職権で自庁処理することができる（特調法4条）という特調法の趣旨を踏まえ，複数事件のうちの1社（者）でも相手方が東京簡易裁判所の管轄内に住所等を有する場合には，東京簡易裁判所で全ての事件を受理しています。

Q30　特定調停においては，全ての債権者を相手方に申立てをしないといけないのですか。

A　特定調停手続は公的債務整理の一つであることから，複数の債権者に対する債務がある場合，債権者公平の原則に基づいて手続を進める必要がありますが，弁済に係る再調整の結果，公平性を維持することが可能であれば必ずしも全ての債権者を相手方として申立てをする必要はありません。

ただし，特定債務者であることを疎明するため，財産状況の明細書等の資料及び関係権利者一覧表の提出は義務付けられているので，関係権利者一覧表には，全ての債権者を記載してください。

7　特定調停事件（法人，倒産処理スキーム利用）

Q31　特定調停（事業者・法人）の調停の価額の算定について，教えてください。

A　債権者ごとに調停の価額を160万円とみなした価額の手数料（6500円）を納付し，債権額が判明したときに追納することもできます。

Q32　倒産処理スキームを利用する際の注意点について教えてください。

A　本スキームは，債務者である申立人が，事前に債権者との間で協議し，弁済条件について概ね調整ができている場合を想定した制度です。事件係属によって，債権者に取立停止の義務が生じることから，債権者との間に事前に交渉がない場合や，弁済計画を調停条項案として裁判所に提示できないケースの場合は，事件係属期間が長期化し，結果として債権者の理解を得ることが困難になる場合もありますので，事前に債権者との間で協議をした上で，申立てをしてください。

8　個別労働事件

Q33　個別労働事件では，一般的に早期解決が必要なことが多いですが，裁判所では，どのような取組みをしていますか。

A　個々の労働者と事業主との間の雇用契約に基づく一般的な労使間の紛争に関する事件（個別労働事件）については，東京簡易裁判所では，第1回調停期日の早期指定，2時間枠の確保，労働専門家調停委員を指定する等の工夫をして，個別労働紛争の迅速処理を図る取組みを行っています。

9　期日調整，期日変更

Q34　第1回調停期日の調整について，アドバイスがありますか。

A　第1回調停期日は，申立書写しを相手方に未送付の段階で指定しますので，訴訟と同様，相手方の都合を聞かずに調整しています。調停申立ての前から相手方代理人と当該紛争について交渉を行っており，調停でも引き続き相手方の代理人に就任する可能性が高い場合には，事実上相手方代理人の都合を確認した上で，裁判所に期日候補日の回答をしていただければ，第1回期日に双方が出頭して充実した調停を実施することができます。

Q35　期日変更について，訴訟と調停で違いがありますか。

A　最初の期日の変更については，訴訟では，当事者双方の合意がある場合にも認められます（民訴法93条3項但書）が，調停では，双方が合意しても，顕著な事由がある場合に限り，変更することができます（民調法22条，非訟法34条3項）。期日変更については，当事者だけでなく調停委員との日程調整も必要ですが，特に多忙な専門家調停委員の場合は，更に調整が困難となり，事件の進行に影響が出る場合もあるので，第1回期日を維持し，出頭した側の事情聴取を行うのが一般的です。

Q36　相手方の代理人に就任したのですが第1回目の期日に出頭できません。迅速な進行のため，こちらでできることはありますか。

A　そのような場合でも，上記のとおり，基本的に第1回期日は変更せず，申立人側の事情等を聴取するのが一般的です。第1回期日に出頭できない場合には，あらかじめ次回期日を調整することも可能ですので，早めに担当書記官にご連絡をお願いします。

なお，答弁書等の書面を提出いただく場合は，できるだけ期日の1週間前までにいただけるようお願いします。

10　提出書面（回答書，主張書面，書証等）

Q37　回答書について，教えてください。

A　回答書は，調停のスムーズな進行のため，呼出状等とともに相手方に送付している書面で，相手方の調停に対する考え方，話合いで解決する意思の有無，これまでの交渉経緯等について回答を求めるものです。訴訟における答弁書とは異なり，申立人に副本を送付するものではないので，副本の提出は求めていません。具体的な主張等については，答弁書や準備書面に記載して提出してください。

相手方が提出した回答書については，調停期日に調停委員会を通じてその内容を申立人に伝えることがあるほか，申立人から記録の閲覧謄写の申請があれば，特段の事情がない限り許可します。回答書の記載に当たっては，申立人が閲覧謄写する可能性があることを踏まえて検討してください。

Q38　主張書面の提出や直送は，どのようにすればいいですか。

A　訴訟と同様に準備書面として作成して提出してください。ファクシミリでの提出も可能です。反対当事者には副本を直送していただきますが，反対当事者に代理人がついていないような場合で，直送は避けたい事情がある場合には，裁判所に副本と送付費用（郵便切手）を納めていただければ，裁判所から反対当事者に送付します。

なお，準備書面は，期日の1週間前には提出してください。

Q39　書証の提出時，証拠説明書は必要ですか。

A　特に書証が多い場合は，訴訟と同様，証拠説明書の作成，証拠番号の付記をお願いします。

11　証拠調べ（送付嘱託，調査嘱託，現地調停）

Q40　調停事件における証拠調べ等について，教えてください。

A　民調法12条の7に，事実の調査及び証拠調べについて定められています。実際には，調停期日において，当事者，あるいは参考人等から任意で事情聴取を行い，当事者から提出された書証を事実の調査として確認をすることが多く行われています。

Q41　調停事件で送付嘱託や調査嘱託が行われることもあるのですか。

A　証拠調べの方法として，調停でも送付嘱託あるいは調査嘱託の申立てがあり，調停委員会がこれらを採用して嘱託することもあります。この場合には，別途費用がかかるので，その都度担当係にお問い合わせください。

なお，調停は訴訟と異なり，事実認定をして判決する手続ではないため，時間と費用をかけて送付嘱託等を行っても調停の結論に生かされない場合もありますので，必要性についてよく検討してください。

Q42　現地調停はどの程度行われているのでしょうか。

A　民調法12条の4に基づき，紛争の目的地，例えば当該係争の目的物の所在地で調停委員会が見分することがあります。東京簡易裁判所では，事案の必要に応じて，毎年若干数の実施はあり，例えば，建築請負に係る紛争で，建築士が調停委員に選任されている場合に，現地調停で現状確認する事案などがあります。

Q43　証拠の提出方法，提出時期について，教えてください。

A　調停期日を充実させ，迅速な期日進行を図るため，早い段階で証拠説明書と書証の提出をお願いします。

例えば，契約に係る紛争であれば契約書，不法行為に基づく損害賠償であれば，当該不法行為の特定，発生した損害の状況に係る書類等の基本的な証拠は，申立ての段階で提出するようにしてください。

一方，膨大な書証があるような事案では，証拠全

体を調停手続で提出する必要があるかなども検討いただいた上，必要に応じて調停委員会に相談してください。

Q44　反対当事者には非開示を希望する主張書面や証拠等を提出するには，どうしたらいいですか。

A　調停手続は非公開の手続であり，提出する書証等を全て反対当事者に開示する必要はなく，調停委員会への参考資料として提出することも可能です。反対当事者に見せたくないと考えている主張書面や書証等を提出する際は，その旨を明記し，調停の席上で非開示希望の旨とその理由を述べてください。

ただし，調停委員会が非開示としない扱いが相当だと判断した場合は通常の記録の一部として取り扱われますので，その際は書面を提出するかどうかについて再検討をお願いします。

12　調停条項案の調整，起案

Q45　調停条項案を作成，検討する上で，注意することはありますか。

A　調停調書の記載は裁判上の和解と同一の効力を有し（民調法16条），強制執行の基礎となり，権利義務の存否や内容を確定するものとなるため，その内容は一義的に明確であることが必要です。裁判上の和解と同様，次のような点にご検討いただくほか，給付に関する条項について，「支払う。」「明け渡す。」などの明確な給付文言ではなく，「支払う（明け渡す）ことを約束する。」などの文言を用いる場合は，当該条項が債務名義とならないことについて，当事者が十分理解できるように配慮してください。

- 金銭の支払を内容とする給付条項について，支払名目（損害賠償金か，解決金か，和解金かなど）をどうするか。
- 登記を内容とする給付条項について，登記に必要な事項が漏れなく含まれているか。（法務局に確認していただくことが確実です。）
- 明渡しを内容とする給付条項について，明渡しの範囲が現地で特定できる程度に明確になっているか。
- 期限の利益の喪失，関連事件の処理，担保の取消しに関する条項等，必要な条項が漏れなく記載されているか。

13　利害関係人参加

Q46　利害関係人を参加させる場合の手続について，説明してください。

A　利害関係人を参加させる場合には，①利害関係人自らが「利害関係人参加申出書」を提出する場合と，②当事者が「利害関係人呼出申請書」を提出して利害関係人の参加を求める場合とがあります。

①　利害関係人参加申出書を提出する場合には，500円の収入印紙を貼付してください。申出書が提出され，調停委員会がこれを許可すると，利害関係人として手続に参加することができます。

②　利害関係人呼出申請書は，当事者が第三者を利害関係人として事件に関与させたい場合に提出するもので，印紙は必要なく，調停委員会が参加を命じた場合は，担当書記官において，利害関係人の呼出しを行います。申請書には利害関係人の住所，氏名を記載し，呼出しのための郵券と申立書等の写しを添付してください。

Q47　民調法11条1項・2項の「利害関係」とは，具体的にどういったものなのでしょうか。

A　利害関係とは，法律上（例えば，保証人）又は事実上（例えば，家屋明渡調停事件の同居人）のいずれの理由でも構いません。調停での合意に影響が生じる利害があるか否か，権利義務関係に関係性があるか等のほか，当事者の意向，合意の見込み等を踏まえて，利害関係人の参加の許否を判断することとなります。

Q48　実際，利害関係人としての参加が認められたものにはどのようなものがあるのでしょうか。

A ①主たる債務者の連帯保証人としての関与として，法人代表者（主たる債務者が法人である場合）や親権者（主たる債務者が未成年者である場合），②調停の進行の中で判明した共同相続人等があります。

Q49 同じ代理人が当事者と利害関係人の両方の代理人になることができますか。

A 当事者と利害関係人の利益が共通の場合には，両方の代理人になることも可能ですが，双方代理になるような場合は，両方の代理人になることはできませんので，利益相反の有無につきご検討いただき，疑義がある場合は，調停成立予定の期日の前に裁判所にご相談ください。

14 調停成立

Q50 調停調書の送達は，職権でされるのですか。

A 当事者間に合意が成立すると，書記官が調停調書を作成しますが，和解調書と同様に，送達申請があって初めて正本を送達しますので，調停成立時に，担当書記官に申請してください（口頭申請可）。

15 調停に代わる決定

Q51 調停に代わる決定（民調法17条）の形式は，調停条項のようなスタイルが多いのでしょうか。

A 概ね調停条項と同じです。

16 調停不成立

Q52 調停不成立の場合の訴訟申立手数料のみなし納付について注意すべき点はありますか。

A 調停不成立の場合には，不成立の告知を受けた日から2週間以内に，調停の目的となった請求について訴えを提起したときは，調停の申立てについて納付した手数料の額に相当する額は，当該訴えの提起につき納付したものとみなされます（民訴費用法5条1項）ので，訴訟の提起を検討している場合は，不成立後，書記官室で，申立書写しを添付した不成立証明書申請書（収入印紙300円の納付が必要）を提出して，同証明書を取得し，訴え提起裁判所に訴状を提出する際，併せて提出してください。

Q53 訴訟を提起するに当たって，申立書写しを添付した調停不成立証明書が必要な場合があると聞きましたが，どういう場合ですか。

A 訴訟提起に当たって調停申立時に納付した手数料の控除を受ける場合のほか，調停前置が定められた事件で訴訟を提起する場合にも，申立書写しを添付した調停不成立証明書が必要になります。

17 調停申立ての取下げ

Q54 調停申立てを取り下げた場合には，手数料が還付されるのですか。

A 申立人は，調停事件終了前であれば，いつでも調停の申立てを取り下げることができ，第1回調停期日前に取下げをされた場合は，申立てにより，手数料を還付できる場合があります。

還付できる額は，現実に納められた手数料の額から，納めるべき手数料の額の2分の1の額を差し引いた額で（民訴費用法9条3項），適正金額の手数料が納められた場合，還付金額は，納められた手数料額の2分の1の金額となります。ただし，法定の手数料の額の2分の1の額が4000円に満たないときは，還付金額は，納められた手数料の額から4000円を控除した額になります（民訴費用法9条3項）。

18 その他

Q55 調停期日調書の閲覧謄写はできますか。

A 期日調書が作成された場合は，閲覧謄写の請求をすることは可能ですが，調停手続では，調停主任において必要がないと認めるときは，調書の作成を省略できる（民調法12条の5但書）ため，調停事件では，調停成立又は不成立以外の場合の期日の調書は，省略する扱いが多く行われていますので，ご承知おきください。

座談会

日時　2020年2月5日(水)15時～17時

出席者
斉藤 徳次　東京簡易裁判所 民事第6室 主任書記官(総括)
松田 隆之　東京簡易裁判所 民事第6室 主任書記官
藤田 圭子　東京簡易裁判所 民事第6室 主任書記官
遠山 嘉織　東京簡易裁判所 民事第6室 裁判所書記官
中野 剛史　東京簡易裁判所 調停委員(元調停官)・弁護士(第二東京弁護士会・48期)
一條 典子　東京簡易裁判所 調停委員・弁護士 (第二東京弁護士会・63期)
志賀　晃　東京弁護士会 LIBRA編集会議委員・弁護士(59期)

＊出席者の肩書は座談会実施日現在／敬称略

1　はじめに

一條：本日，司会を務めさせていただきます弁護士の一條と申します。平成28年から東京簡易裁判所（以下「東京簡裁」）の民事調停委員に就任しております。

中野：中野と申します。東京簡裁の民事調停委員になったのは平成14年です。平成17年から2年間，民事調停官を経験しまして，その後，また調停委員として仕事をさせていただいています。

志賀：LIBRA編集会議の志賀と申します。民事調停については，以前，勤務弁護士のころ交通事故に関する債務の不存在確認調停などを扱っていました。今回は読者が民事調停に少しでも馴染みが深くなるように，新人弁護士のころのことを思い出して質問をしたいと思います。

斉藤：民事第6室で主任書記官をしています斉藤です。東京簡裁墨田庁舎には平成30年から在籍していますけれども，現在は，直接調停事件は担当していません。ただ，前任庁では調停事件の担当をさせていただいていました。

松田：民事第6室受付係の主任書記官をしております松田と申します。私は，平成30年4月に墨田庁舎に転入しまして，当初は6室3係におりまして藤田主任と一緒に調停事件を担当していたのですが，昨年8月に受付係の方に回りました。

藤田：同じく民事第6室の主任書記官の藤田と申します。私は平成29年に民事第6室に参りまして，受付係を1年，6室3係で事件を2年担当して，全体を見させていただくことができています。

遠山：書記官の遠山です。民事第6室2係で事件を担当したあと，現在は受付係で仕事をさせていただいています。

2　管轄について

一條：では早速，Q&Aを踏まえて各論に入っていきたいと思います。まず，Q7の管轄に関連して，志賀さんから質問をいただいています。

志賀：Q7で土地管轄違いの申立てについて，いわゆる自庁処理する場合について触れられていますけれども，実際に自庁処理を行った事案としては具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

藤田：民事調停法（以下「民調法」）4条1項に規定がありまして，基本的には管轄がない場合は，管轄裁判所に移送すべきということになっています。ただ，訴訟経済や合意を目指すという観点から，このままこの裁判所で案件を進めた方が当事者にとって便宜であるという場合には，自庁処理を行うという判断をすることになります（同項但書）。

もっとも，実際のところは，全く管轄がないのに自庁処理をするということはあまりなく，管轄が競合して申し立てられているケースが非常に多いです。例えば，主債務者と連帯債務者に対し連帯して支払を求める事案で，片方に管轄がないものを一緒に申し立てる。訴訟の場合は，義務履行地を管轄する裁判所に管轄が認められるので問題ないのですが，調

東京簡易裁判所
民事第６室
主任書記官（総括）
斉藤 徳次

停の場合には，相手方の住所地を管轄する裁判所に管轄が認められるので，当事者ごとに分けるのかどうかということが問題となります。そういったときに，遠くに足を運んでもらうことになるけれども，一緒に解決することで合理的な解決ができるという理由で自庁処理をすることがあります。

あとは，共同相続人間の共有物分割なども，相続人がいろいろな場所にいると，どこかの裁判所でまとめることが必要になってきますし，請負とか業務委託などの事案で，下請，孫請など出てくる場合など，複数で合一の結果を導くことにメリットがある事例について積極的に自庁処理をしています。

遠山：またそのような事案以外に，係争物件や関係人の所在地から，本来の管轄に従うと事件処理に多くの時間がかかるような場合も自庁処理を行った事例があります。

一條：では，自庁処理をお願いしたいというときに，代理人はどのような形で裁判所に伝えたらよいのでしょうか。

松田：管轄違いでも自庁処理をするという場合，申立人代理人ご自身が管轄違いということを分かった上であえて申立てをされるというときは，上申書を提出して，その中で理由に触れていただいているケースが圧倒的に多いですね。

上申書の内容としては，「こういう理由があるので，是非御庁において手続を進められたい」というふうに具体的に特別な事情を記載していただかないと，裁判官も分かりませんので，具体的な事情が一番大事になるかなと思います。あとは，緊急性が高いときなどは，受付をして上申書を受理したあとで，直接，担当係に口頭で事情を述べてもらうということもあります。

遠山：管轄違いのものについても，管轄の合意があれば配慮できます。管轄の合意は，連名による合意書の作成をお願いしています（Q5参照）。当事者代理人間同士で，話合いがうまくいっていれば，上申書を提出するよりも，管轄合意書を提出していただいた方が，スムーズに手続が進められると思いますが，話合いがうまくいかず管轄合意書が取得できない場合には，上申書にそのような事情も併せて記載していただけると事情が分かってよいのではないかと思います。

中野：実際に，弁護士が気付かずに管轄違いの申立てをして，自庁処理したという例はあるのでしょうか。

遠山：そのような例もあると思います。前述の複数当事者で管轄が分かれているケースで，当事者ごとに分けて移送せず自庁処理をする場合には，書記官は，代理人には特に事情を聞かずに，そのまま期日の連絡をさせていただくことが多く，弁護士が気付かないまま手続が進められているということもあると思います。

中野：我々が気付かないで間違って申立てをして，自庁処理で救ってもらっているということはあるかもしれませんね。

遠山：主債務者と連帯債務者の場合など，管轄違いに気付かないで申立てされているケースは多いと思います。一方で，交通事故の案件で不法行為地を管轄の基準にして申し立てられたとか，宅地建物調停の案件で建物所在地が管轄の基準であることを失念して申し立てられたような管轄違いの場合には，移送する前に，代理人に電話等で事情を聞くことが多いので，その際は，事情を説明していただけるとありがたいと思います。

また，受付の書記官としては，宅地建物調停なのか一般調停なのか，どちらとも考えられるというような事案の場合には，最終的には裁判官の判断になりますが，なるべく管轄が認められるような種別で立件しています。

東京簡易裁判所
民事第６室
主任書記官
松田 隆之

３　申立書の記載について

一條：では，次にQ14，15に関連して，調停申立書の記載方法について，訴状と異なる配慮が必要かどうかについて，気を付ける点等はありますでしょうか。

藤田：東京簡裁では，申立書に関しては，訴状の請求原因のように要件事実を網羅的に記載するまでの必要はなく，この点にあまりとらわれなくて構わない，という説明をさせていただいています。

それには，いくつかの事情があるのですが，調停は合意での紛争解決を目指す手続ですから，要件事実だけを絞って書いてしまうとかなり強い表現になる場合もあって，相手方を過度に刺激することにもなりかねないというところがあります。また，要件事実よりも紛争の概要，実情をコンパクトに書いていただくことで，どんな事案で何が問題になっているのかを理解するという部分を重要視しているということもあります。

それによって調停委員の人選，期日の指定などについて，合意の可能性等も考えて準備をさせていただけるので，ある意味，訴状と違う観点で申立書の準備をしていただく，というご案内をさせていただいています。

一條：以前の『LIBRA』の民事調停特集（編集部注・「民事調停のすすめ」（2018年7月号掲載）当会ウェブサイトで公開中（https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2018_07/p02-23.pdf））でも触れられていますが，「相当な内容の調停を求める」というような申立ての趣旨が記載されている場合も受け付けるということを，私も最近初めて知りました。その場合，申立手数料というのはいくらになるのでしょうか。

松田：「相当な内容の調停を求める」のときは，調停の価額は算定不能として算出されますので，申立手数料は6500円になります（Q11参照）。

一條：どのような申立書が紛争解決に望ましいのか，調停委員の立場として申立書を見ていらっしゃる中野さんからお伺いしたいのですが。

中野：読む側からすると，やはり紛争の実態が分かるような記載をしていただくことが望ましいですね。もちろん要件事実も大事なんですけれども，例えば，交渉の経緯がどうだったかとか，この調停に至るまでにどんなことをやってきたかとか，申立ての趣旨はお金の請求だけれど，実際に当事者がこだわっているところはこの点だとか，そうした紛争の実態が分かるような部分を記載していただけると非常にありがたいですね。

調停申立書を読んで，第一印象としては，これはなかなか解決が難しそうだなと思った事案でも，実際，当事者に会って話をしてみると「ああ，そっちが問題なんですか」という感じのことがよくあります。事前の準備を考えると，紛争の実態が分かるような記載をしていただくとありがたいなと思うことは多いです。

一條：今のお話は私も調停委員として同様に感じるところです。

４　期日の進行について

⑴　専門家調停委員について

一條：では，次のテーマに進めさせていただきます。Q20に関連して，専門家調停委員の指定について，志賀さんから質問があるということですが。

志賀：先日，都外にある裁判所で調停を申し立てようと考えたときに悩んだところで，要は車の損傷，修理費の相当性が問題になるような事案でした。以前，

東京簡易裁判所
民事第６室
主任書記官
藤田 圭子

調停委員には自動車保険のアジャスターの資格を持っている方もいると聞いていたので，今回，調停を利用して話合いを進めるということを検討しました。ただ，その件の管轄がある裁判所は独立の小さな簡易裁判所で，アジャスターが専門家調停委員として在籍しているかどうかが分からなかったので，その簡易裁判所に申し立てても，結局調停委員会に専門家が含まれていない可能性もあることを考慮すると，あまり調停を利用するメリットがないのではないかと考え，結局その件では申立てをしませんでした。

東京簡裁だと，調停委員にいろいろな専門家の調停委員がいらっしゃるということですけれども，例えば，町田簡裁や武蔵野簡裁などに調停を申し立てたとき，問題となる分野の専門家調停委員がそこの裁判所には所属していないということもあり得ると思います。このような場合に，他庁，例えば東京簡裁から専門家調停委員の方を融通してもらって，調停委員に付けていただくということができるのかどうか。できる場合に，実際にどれくらいそうした扱いをしているのか教えていただければと思います。

斉藤：東京簡裁では，大きく言うと調停委員の半分が弁護士調停委員，残りの半分が専門家調停委員及び一般調停委員という割合になっています。

専門家調停委員には，医師や建築士，不動産鑑定士など，諸々の専門家がいらして，調停事件を担当されています。基本的には，専門性のある事件であれば，例えば医師と弁護士というようなコンビで組んでもらっています。その事件に沿うような分野の調停委員を，各係の主任書記官が，裁判官や調停官と相談しながら指定しているというのが実際のところです。

高度に専門性のある分野の場合，例えば医療の分野でもいろいろな科に分かれているようなところで，ある特定の分野にマッチする調停委員がいないというような場合であれば，東京地裁からその分野の専門の調停委員をお借りすることもあります。おっしゃるように町田簡裁などで，もし，そうした専門家の調停委員がいないということであれば，例えば東京簡裁や東京地裁の調停委員など，東京地裁管内の調停委員の方をお願いするということは可能です。

志賀：専門家調停委員を付けてほしいと考えている場合には，調停の申立てをするとき，こういう事件なのでこういった分野の専門家調停委員を付けることを希望するというような上申書を提出しておけば，受け付けた裁判所の方で，仮にその裁判所にその分野の専門家がいなくても，他の裁判所からの融通を検討していただけるのでしょうか。

松田：事案に即した専門家調停委員を求めるには，ある程度申立人代理人からその事件の実情を説明していただいて，ここが争点なのでこういう専門の調停委員を付けていただきたい，というふうな形の上申書などを提出していただくのがよいかと思います。ただ，必ずその専門の調停委員が付くとは限りません。

一條：調停委員から見た専門家調停委員の活用のメリットについてお話しいただけますか。

中野：専門家調停委員というのは民事調停の「売り」の一つですよね。建築関係の調停であれば，建築士が付く場合が多いし，不動産の関係だったら不動産鑑定士が付く場合が多い。医療過誤だったら医師が調停委員に付くかもしれない。そうした専門家の客観的な意見が聞ける。だから，まず調停を申し立てて，専門家の意見や判断を聞くという利用の仕方もあるのではないかと思います。仮に合意に至らなかったとしても，資料の収集ができたという結果を得ることができます。それでも訴額が算定不能の申立てなら手数料は6500円ですからね（笑）。

東京簡易裁判所
民事第６室
裁判所書記官
遠山 嘉織

(2) 裁判所における加害行為等の防止について

一條：次にQ21に関連しますけれども，期日の進行上，特別な配慮を裁判所に求めたい場合，実際にどのような配慮が裁判所としてできるのか，実際の運用はどのようにされているのか，例えば防犯上のことや安全配慮についてお聞きしたいと思います。

松田：安全配慮の一例としては，申立人側と相手方側で時間をずらして出頭してもらうなどですね。

藤田：ただ，合意することが見込まれる段階では，期日をそれぞれ別の日に設定するとか，午前と午後に分けるということはできません。それは，調停が合意を確認するための手続なので，時間があまりにもずれてしまうと，裁判所がその期日に合意を確認したことになるのかという問題が出てくるからです。したがって，基本的には同じ時間にお越しいただくということでご案内をして進めていくのですが，顔を合わせないような配慮など，個別事情を踏まえて細かく対応させていただいているので，そこは気兼ねなく情報提供していただければと思います。

遠山：例えばDVの事案や，暴力行為に関する事案など，相手に粗暴癖があったり，事前交渉の段階でトラブルがあったというような，調停期日の円滑な進行に不安があるような事情があるときは，できれば早い段階でご連絡いただければ，裁判所の方で先ほどのような配慮を行うことができます。

志賀：情報提供の方法としては，期日調整の電話のときに伝えたり，上申書を提出したりということになるのでしょうか。

藤田：まずは書面ではなく電話がよいかと思います。申立てのときなど，窓口の担当者に，ちょっと危険防止の配慮をしてほしいので担当書記官に連絡を取りたいという一言を添えていただくだけでも十分です。そうすれば，期日指定前にこちらから連絡させていただいて事情を伺います。早ければ早いほど手立てが取りやすいので，危険防止ということで，意識していただければと思います。

松田：電話ですと，その場で代理人に事情を確認することもできますので，ひとまずは電話でご連絡いただくのがいいですね。

藤田：書面で事情をご説明いただく場合は，他方当事者に知られては困る事情を記載する必要があることも多いと思います。このような場合，非開示を希望していただければ，非開示といたします（Q44参照）。非開示の申出をしなかったり，忘れたりしてしまうと，他方当事者による閲覧の対象になることがありますので，注意してください。

斉藤：何か事件が起きてからでは遅いので，事前に，一言電話でちょっとこの事件はトラブルが起きるかもしれないなというふうな雰囲気でも構わないと思いますので，言っていただければ，裁判所側もそれなりに対応をします。

遠山：また，そこまででなくても，申立人が相手方と，あるいは，相手方が申立人と顔を合わせることに強い不安や抵抗感をもっている場合でも，ご連絡をいただければ，調停委員会が進行について配慮することができると思います。

(3) 同席調停について

一條：調停の期日において，原則としては別々に事情聴取して進められていると思うのですけれども，場合によっては両当事者同席で話を進めることもあると聞いています。同席調停について，どのような場合に同席のメリットがあるのかをお話しいただけますでしょうか。

中野：調停は当事者本人に出席いただくのが原則です。しかし，当事者同士が同席してしまうと感情的な問

東京簡易裁判所
調停委員（元調停官）
弁護士
中野 剛史
（第二東京弁護士会・48期）

題もあってなかなか話合いが進まないということもあり，原則は別々にということになります。ただ，例えばある程度の話合いが調停外で進んでいて，一定の和解の方向が出ているというような場合とか，あるいは当事者が出頭しないで代理人弁護士だけが出てきて，争点の整理がスムーズにいくような場合などは，むしろ同席調停で行った方が話は早いし，伝言ゲームみたいな形での間違いもない。そうした場合には，私はむしろ同席調停を積極的にやった方がよいと思っています。

また，当事者同士は非常に感情的な対立が激しくて同席はとても無理だという場合に，代理人だけに入っていただいて代理人だけ同席で話すという場合もあります。「代理人としてはこの辺が妥当と思うんだけれども」というような話が出てきて，現実の紛争の落としどころや，当事者の説得の方向性が見えてきて，調停の進行に非常に役に立つ場合もあります。

ですから，必ず別々という訳ではなくて，同席でやる場合，代理人だけ同席でやる場合というふうに，事案によって柔軟に使い分けてやっているところだと思います。もし，同席調停の希望などがあれば是非言っていただきたいと思います。

5　労働審判と民事調停の関係について

一條：Q33に関連して，労働事件において民事調停を利用するメリットについて志賀さんからご質問があるということですが。

志賀：労働審判制度については一連の司法改革の中で成功例の一つとして評価されていますけれども，そうした成功している制度がある中で，あえて民事調停で労働問題について解決を図るメリットがどの辺りにあるのでしょうか。

松田：労働審判は，3回で打ち切られてしまいますが，事案によってはもう少し話せばもっと煮詰まって解決に至るというものもあると思います。回数で打ち切られないというのは，民事調停で労働事件を扱う一つのメリットなのかなと思います。

藤田：労働審判は，労働事件の審理が長期化していたところを改善しなければということで制度が立てられたものです。そのため3回の審理の結果を踏まえて審判を出して，その審判に不服ということで異議を出すと訴訟に移行するという制度なんです。

制度を設けるにあたっては，やはり労使の関係もあるので，審判の手続に労使の専門家を入れるということで，労働審判員は労働者側と雇用者側のそれぞれの専門家を代表した方が選ばれて，2人付くことになっています。

専門家を入れるという意味では，民事調停でも配慮をしており，東京簡裁の場合は，個別労働事件は特別に一定の係に集中させて担当し，なおかつ調停委員も弁護士と社労士を中心として労働事件に詳しい方を選任して行っています。

更に調停期日は，通常は1期日1時間で進行管理をしているのですが，労働事件に関しては初回は2時間としており，迅速性に配慮しながら，丁寧に事情を聞きましょう，紛争を正確に把握しましょうという姿勢を持って臨んでいます。最終的に合意に至らない，又は裁判所の提案も受け入れられないということがあっても，その後，訴訟を選択するのか，労働審判を選択するのかという余地もあります。

志賀：先ほどの話で，労働審判では労働審判員は労働者側，雇用者側からそれぞれ選ばれるということですが，今伺った話だと調停の場合ではそういう訳でもないということでしょうか。

藤田：そうですね。全体を見るという観点で，特に労

東京簡易裁判所
調停委員
弁護士
一條 典子
（第二東京弁護士会・63期）

働事件の経験が豊富な方，専門性を持っていらっしゃる方というスタンスで調停委員を選んでいる，そこは大きな違いがあるかなと思います。

遠山：民事調停の場合には，証拠等がない場合や，相手方の出方が分からないというような場合でも申立てをしていただけるという点で，労働審判よりも気軽に申立てをしていただけるのではないかと思います。

6　申立手数料のみなし納付について

一條：手続的なところですけれども，Q52に関連して調停から訴訟に移行する際に申立手数料を節約したいというとき，どのような点に気を付ければよろしいでしょうか。

松田：調停不成立で終わったときに，不成立から14日以内に調停の目的となった請求について訴えを提起する場合，「不成立証明書」を訴訟裁判所に提出しますと，訴訟提起の手数料について，調停で納めた手数料の半額分が，訴訟提起のときに納付したものとみなされます。

その際に，調停の目的となった請求を示すために，調停申立書の写しを添付することになるので，調停申立書の中で最低限しっかりと申立ての趣旨と紛争の要点を記載しておくことが重要になろうかと思います。そこのところがあやふやですと，訴訟裁判所の書記官としては，調停の目的となった請求が訴えと同一と言えるかどうか認定できず，半額分を納付したものとみなされないことがあり得ます。

一條：申立ての趣旨と請求の趣旨の同一性の範囲で，同一性があれば調停で納めた手数料を訴訟で納付したものとみなすことができるという扱いになっているという理解でよろしいですか。

松田：そうです。

一條：「相当な内容の調停を求める」という申立ての趣旨の場合は，難しそうですね。

松田：訴訟をする場合には，請求を特定していただかないといけないので，難しい面があると思いますね。

藤田：訴訟を予定しているのであれば，それなりの書き方をしていただく必要がありますが，調停で何らかの結論を出して解決したいというのであれば，申立ての趣旨と紛争の要点の記載はその程度で大丈夫です。

7　事実認定

(1)　事実認定の程度について

志賀：「簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究」（司法研修所編・法曹会）という本の72頁を見ると，事実認定について「こちらの方が正しそうだ」という程度の心証で足りる旨の記載がありました。これは民事訴訟でいう「証明」までは当然いかなくて，「疎明」ともまたちょっとちがうのかなというような感じの印象を受けたのですけれども，実際に調停に携わる方としては，その辺りの感覚はいかがなのでしょうか。

中野：それぞれの調停委員会ごとに違うかと思うのですが，この記載は，調停を進める上で，かちっとした事実認定ができなくても，合意ができそうであれば積極的に調停による解決を図りましょうという趣旨ではないかと思います。

でも，特に代理人に弁護士が付いている場合で，訴訟を意識した申立書が出されていて，一方で相手方から答弁書が出ている。書証も提出されている。そうすると，主張，反論，書証が揃っています。加えて当事者に出てきてもらってお話を聞くと，ほとんど当事者尋問をしたのと同じことになる。これだけ

東京弁護士会
LIBRA 編集会議委員
弁護士
志賀　晃
(59 期)

揃っていれば，心証が得られないということはないんですよね。難しい事案ももちろんありますけれども，多くの場合，特に代理人弁護士が付いている事件では，現実にはかなりの心証を形成して対応している例が多いのではないかと思います。

一條：事実認定の考え方について，書記官の方からご意見はございますか。

藤田：事実認定の部分は裁判官や調停官，調停委員会の役割になるので，書記官としては間接的になりますが，東京簡裁全体としても事実認定は重視して事案に臨んでいるところです。できる限り証拠に基づく認定をした上で，調停案を提示するという作業をしています。心証形成はある一定のレベルまでは到達させた上で調停案を提示するという流れでやっていますので，それに期待して書証をご用意いただければよいかと思います。

(2)　調停に代わる決定（いわゆる 17 条決定）について

一條：事実認定に関連して，調停に代わる決定，いわゆる17条決定というものがありますけれども，書記官の方から現在の運用状況について教えていただければと思います。例えば，事件によって17条決定を出しやすいものがあるのかどうか，東京簡裁ではどのような場合に17条決定をするのか，その場合の条件などがあれば。

遠山：民調法17条の調停に代わる決定に関しては，実は特定調停事件や債務弁済協定などに用いることが多いというのが実情です。

一般調停の場合には，当事者間に概ね合意が形成できているけれども，あと1歩のところで金額，条件の折り合いがつかない。でも，話を聞いていると裁判所から決定をもらえれば，多分従いますよという感触がつかめているようなケースでは17条決定を出すということが行われています。件数自体はそれほどではありませんが，全体的に17条決定を活用していく方向ではあるので，調停を成立させるのは難しいけれど17条決定を出してもらえれば応じられる，というときは，17条決定を出してくださいと言っていただけたらいいと思います。

松田：以前，個別労働事件で，確か相手方から解決料を払うという話が出ていたのに，申立人が調停に来なくなってしまいました。それで，結局相手方が申立人に送金して支払うというような形の条項で，17条決定を出したということがありました。

一條：17条決定の活用について，中野さんからご意見はございますか。

中野：私は積極的に利用していただいた方がよいと思っています。ある程度話合いが進んで，例えば金額的にはかなり近いところまで来た，あるいは調停委員会から調停案が出たといったような場合に，17条決定を出してもらうということは意義があると思います。調停不成立では何も残りませんが，17条決定が出れば，たとえ異議が出て決定の効力が失われても，調停委員会が示した解決案が残ります。

ただ，調停委員会はあまり積極的には決定を出してくれないと思うので，代理人から，「ここまで来たのだから是非17条決定を出してください」というふうに言っていただいた方がいいと思います。事案によって出すか出さないかは裁判所が判断すると思いますが，何らかの結果を残したいという場合には，17条決定は有効な手段ではないかと私は思います。

藤田：ただ，17条決定は，条文で「調停に代わる決定」とされているように，合意に代わって裁判所が決定として案を出すというものですので，異議が出されて否定されることを前提には出しにくいという考

えもあります。異議が出て，その結果を踏まえて訴訟に行くことを念頭に置いている場合には，訴訟裁判所の審理に影響を与えることになりかねないので，抑制的なスタンスになるということかと思います。

現状としては，双方の意見を聞いて，こういう結論で決定を出せば，双方ともに納得してくれるだろうという期待ができるものについて出しているというところです。

もっとも，例えば先ほどの個別労働事件の例など，ポジティブな形で17条決定を出していって，それを当事者の方が受け入れてくださるのであれば，積極的な活用になるかなと考えています。

志賀：ちなみに17条決定を当事者に郵送する場合，送達ではなくて普通郵便なのですか。

藤田：決定ですので，相当な告知方法で足りますから普通郵便でも構いませんが，不服申立期間の把握ができないので特別送達にしています。調停が成立した場合にも，調停調書は，送達申請をいただいて送達しているのが現状です。

遠山：調停成立時の送達申請については，口頭申請で足り，書面は不要です。

8　調停条項の作成について

(1)　債務名義の特定

一條：Q45に調停条項案の作成という項目がありますが，調停条項案について，申立人の代理人，又は相手方代理人が作成される割合というのはどのくらいあるのでしょうか。

藤田：代理人が付いている場合は，片方から出てくることもあれば双方でやり取りなさって出されることもあり，積極的に作成していただいているという感触です。

一條：代理人として，調停条項案を作成するにあたり注意しなければならない点を教えてください。

藤田：内容としては，債務名義としての特定がきちんと行われているかどうか，書記官は特にそこを重点的に点検しています。その前提としては，請求権の確定がされているか，履行の条件などがきちんと書かれているかというところになります。例えば，弁済が引渡しから1か月以内という場合に，弁済の日，引渡しの日はどうやって特定するのか，いつなのか，そういったことをご注意いただきたいと思います。

(2)　「約束する」条項

一條：調停条項において，「支払うことを約束する」とか「合意した」という，語尾を少し柔らかくするというか，そういう表現を見たことがありますが，そうしたものを作成される趣旨というか，狙いはどのようなところにあるのかを聞かせていただけますか。

藤田：基本的には，半ば履行の準備ができていて，債務名義化して強制執行ができる状態を整えなくても，履行を期待できる，信頼できるといったときに，そういった表現を使ったりします。お互いに自助努力によって解決しようという意思を積極的に反映させることで，今後の関係を円満に継続できるという面もあります。

あとは，相手に条件を飲んでもらう以上，お金の支払について強制執行する云々ということを正面切って言わない。でも，席上で支払は約束してもらいたいというようなときに，債務名義にしないということはあります。ただ，そうした例はごく稀です。

志賀：そうした文言であると，「執行との関係で問題がある」ということを当事者に説明しておかないと怖いかなと思うんですけど，調停委員としては説明の仕方などについて工夫されていますか。

一條：代理人から出てくるものには，あまり「約束する」という条項案はありませんね。代理人から，もし「約束する」というものが出てきたときには，これはどういうご趣旨ですかという確認をさせていただくと思います。債務名義を取れなくていいんですかと。大丈夫ですとおっしゃる方もいるのかなと思いますが。

中野：私も債務名義としないことはあまりありません。「約束する」といった記載がある条項案が出てくることがありますが，代理人に確認すると大抵「間違っていました」となります（笑）。そういうことが8割ぐらいで，そうではない理由があることもありますが，その場合は一條さんがおっしゃったとおり，これは債務名義になりませんよということを確認した上で調停を成立させることを意識しています。

藤田：他には，第三者を関与させるような弁済になるとき，例えば「第三者（利害関係人以外）に対して申立人がいくら支払う」というものは，第三者は当事者に入っていないので，強制執行の対象にできないことから，そういう際には，「支払うことを約束する」などとして，債務名義ではないことを明確にするというようなことはします。ただ，本当に稀ですので，条項案を作成するときには強制執行できるのかという視点で考えていただけるとよいと思います。

遠山：書記官としては，給付条項が強制執行手続の段階で執行できないことになってしまうのを避けるため，特定等が不十分で強制執行できない給付文言になっている場合には，強制執行できる形に再考をお願いしています。当事者間では合意していて履行も期待できる場合には，約束するという条項も許容しています。

(3) その他の注意事項

一條：調停条項についてその他のアドバイスがありましたらお願いします。

中野：紛争の解決のために，お金の問題以外にも，ここは是非約束してほしいということが当事者から出ることがあります。そうした部分は代理人や当事者でなければ分からず，また紛争解決には大事なところです。代理人には調停条項案の作成にあたって，当事者とよく話をして，当事者が書いてほしいと思われるところを反映していただくということをお願いしたいですね。

遠山：先ほどの「約束する」とも関係しますが，感情的な対立が大きくて，例えば相手に謝ってほしい，などの内容を「約束する」という形で書くと，債務名義にはならないけれども，紛争を解決できるということもあります。債務名義だけではなくて，例えばこういう内容も載せてほしいということがありましたら是非相談していただければと思います。

藤田：法人が当事者になっている場合は，条項案について会社の稟議を通さなければならないこともあるかと思います。そうすると，稟議が通ったあと，条項を修正することが難しくなってくるので，調停の席で最終確認するときに修正をできるだけ減らすためにも，ご注意いただくとともに，早めに書記官にご相談いただいて，稟議に間に合うようなスケジュールで進めていただけるとよいかと思います。

松田：前もって条項をすり合わせておくことで手続を迅速に進行させることができますから，条項案についてはできるだけ事前に提出いただいて，疑問があれば書記官に相談していただければと思います。

一條：調停条項について心配な点があったとき，書記官に電話等を介して，この内容で債務名義を取れますか，というような相談をさせていただくことは可能でしょうか。

藤田：もちろんです。

9　民事調停の活用法

一條：それでは，最後に，民事調停の意外な活用法，民事調停ならではのメリットや魅力について，皆さんにお話ししていただきたいと思います。

遠山：先ほど，調停条項のお話の中で，強制執行を意識して条項を考えるというお話が出ましたが，実は，調停成立後に，執行文付与の申立てがあるケースというのは，訴訟と比較して非常に少ないのではないかと感じています。判決と異なり，調停においては，当事者双方ともに，各自の履行義務について納得して合意に至っているので，任意の履行が期待できる，可能性が高いというのも調停の魅力の一つだと思います。

また，調停官とお話ししてよく感じるのは，例えば証拠がなくて，事案の方向性が分からなくて悩まれているようなケースでも，民事調停の申立てをしていただければ専門家の話を聞けますので，うまく争点整理ができて，次につながることもあるのも，民事調停のメリットではないかと思います。

松田：先ほども申しましたが，例えば，労働審判は3回で打ち切られてしまうところ，民事調停でもう少し話すことができれば解決に至るということもあると思います。そのように，少し時間をかけても本人の納得が得られるような形での解決を得られるということが，調停のメリットかと思います。また，仮に不成立になったとしても，専門家調停委員の意見を聞けたり，証拠資料が収集できたという成果が得られるということで使うのも有効なのかなと感じています。

斉藤：証拠が足りなかったり，本当に相手が証拠を持っているのかが分からなかったりという場合に，調停の話合いの中でお互い状況を確認していくという使い方はあるかと思います。相手の手の内が分からない，交渉もなかなか難しいという場合に，相手と話をして，証拠が相手にあるんだったら出してもらえば分かりやすいし，解決しやすいということもあります。そうした意味で，訴訟に持っていくのはなかなか難しいという段階でも，調停を申し立てていただければ解決が早い，ということもあるのかなと思いますね。

藤田：調停委員会は，必ず1人の調停主任と2人以上の調停委員で構成しています。そうすると，3つの頭の知恵を借りられる。更に相手方にも代理人が付けば，申立人代理人も入れて5つのいろいろなアイデアを組み合わせることができる。弁護士という法律の専門家がいて，更に鑑定士だとか建築士，医師，保険会社の出身の人など専門性の高い人がいて，シンクタンクとしてその事件の解決のために関わってもらえるのが民事調停の手続だと思うんですね。そういう人たちのアイデアを取り入れて，自分で答えを出す場所として使ってもらいたいというのが，私が思う民事調停の使い方です。

判決は，裁判所が答えを出してくれる手続です。調停は，要件事実のぶつかり合いの場ではなく，検討した結果，自分はこういう解決がいいという結論を出す場です。その結論が相手と一致するかどうかを探るということになるので，自己紛争解決力を発揮する場所ではないかなと思います。代理人はそれを後押しする立ち位置にある。書記官もそのような位置付けができるんじゃないかと思います。そう考えると，それにマッチした事案というのが自ずと見えてきます。

訴訟で白黒決着つけることを本人が望んでいるのであれば，どうぞそれをやりましょうということですけれど，それを本当に望んでいるのか，本当にその解決で納得するのかというところを見ていただいて，本人が，何らかの形で自分が納得したいのだなというのが少しでも見えたら，弁護士としてそれをうまく後押ししていただけると，調停の良さというか，特

徴が十二分に発揮できるのかなと思っています。

そこを，例えば申立書であったり，証拠の提出であったりといろいろと工夫していただいて，紙ベースでない部分を書記官とやり取りしていただくと，より円滑に進むというふうに考えています。

中野：藤田主任のお話が一つのまとめに近い形になっていますが，今のお話を弁護士サイドから少し付け加えます。例えば，依頼者から「お金を返してもらいたい」という相談を受け，詳しく事情を聞くのですが，何だか話がごちゃごちゃしてよく分からない。お金を貸したんだか，あげたんだか，投資したんだか分からないし，証拠もない。どの弁護士でも，このようなとても法律の土俵に乗せられないよ，という案件の相談を受けた経験があると思います。

でも，そこで諦めないでほしい。依頼者が言っていることは正しそうだと信じられる場合には，証拠もない，法律構成は難しいというときでも，まずは調停を申し立ててみる。すると，相手方から証拠が出てくるかもしれない。否認されると思っていた事実を相手方が認めてくれることもある。事実が明らかになり，争点が絞られれば話合いも進み，調停で解決できるかもしれない。仮に解決できなくても，調停でのやり取りが訴訟に持っていくときの準備になるという要素があります。そういう使い方がある。もう一度そこを申し上げたいと思います。

それから，藤田主任のおっしゃった自己紛争解決力という点を，これも弁護士サイドから分かりやすく言うとこうなります。自分の依頼者が，弁護士の言うことを理解してくれない，自分の意見を曲げない、それは無理ですよと言ってもなかなか分かってくれないという場合に，それをそのまま訴訟に持っていけば負けは確実ですよね。そういう事案でも，まず調停を出してみる。依頼者には，民事調停を申し立てて専門家の意見を聞いてみましょう，5つの頭であなたの言っていることが正しいかどうか見てもらいましょうといって，そして，第三者，特に公平，中立な裁判所から，いや，あなたの主張は難しいですよ，妥当な落ち着きどころはこの辺ですよ，と依頼者を説得してもらう手続としても使える，という側面じゃないのかなと思います。

柔軟性のある手続ですし，いろいろ使い方があるのではないかなと思っていますので，是非ご利用ください。

一條：調停委員としてよく提案させていただいているのは，調停に来て初めて代理人同士が会うとか，調停に来る前に代理人同士でいろいろ折衝をやっているけれど，なかなか本音で話せない，妥協点が見いだせない，そういうときに，ある程度調停手続が進んで争点が見えてきたところで，調停外での代理人間協議をお願いするということです。そうすると，今まで対立していた代理人同士が，「じゃあ，やってみようか」と言って協議をしてくださって，解決に至ることがあります。次回期日には，もう調停の条項案が出てくるということも何回か経験したことがあります。そのように，交渉がうまくいかず，暗礁に乗り上げたというときに，民事調停を活用するということもお考えいただければよいのかなと思っています。

志賀：個人的には今まで調停の申立ては訴訟の提起よりは少しだけハードルが低いかなというくらいの認識だったのですが，今日皆さんのお話を聞いて，もう少しカジュアルな感じで申立てをしていいのだなということが分かりました。これからは紛争解決の手段として民事調停も積極的に検討するようにしたいと思います。

（構成：西川 達也）